

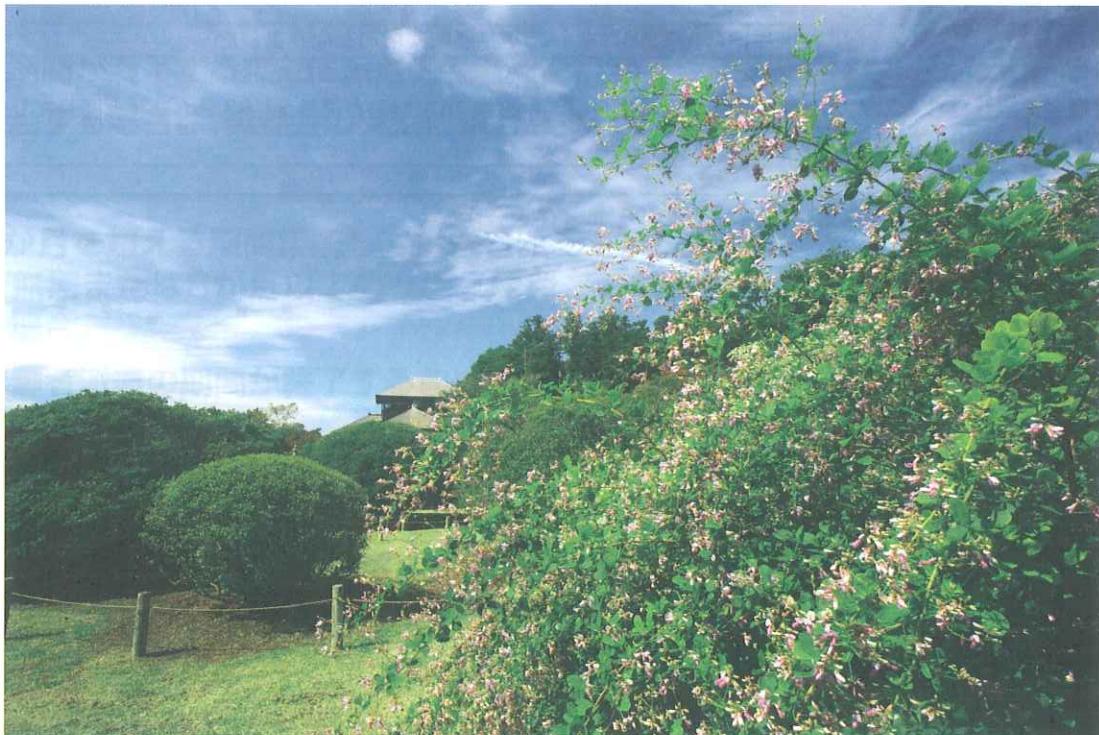
いばらき

IBARAKI KOYOU NEWS

雇用ニュース

第353号

9
2011



「偕楽園の萩（水戸市）」いばらきフォトダウンロード

新規学校卒業者求人受付中！

おもな内容 CONTENTS

県内の雇用情勢	2
県内経済4団体に高校生の求人要請！	3
茨城県最低賃金の改正を答申！	4
独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止と各種助成金の申請先が変わります	4
労働時間等見直しガイドラインの活用を！	5
雇用・労働関係のウェブサイト開設！	6
派遣労働者雇用安定化特別奨励金のご案内	7
茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

県内の雇用情勢

有効求人倍率0.65「雇用情勢は、緩やかな改善の動きがみられるものの、依然と厳しい状況である」

有効求人数(原数値)は15か月連続の増加

1 概況

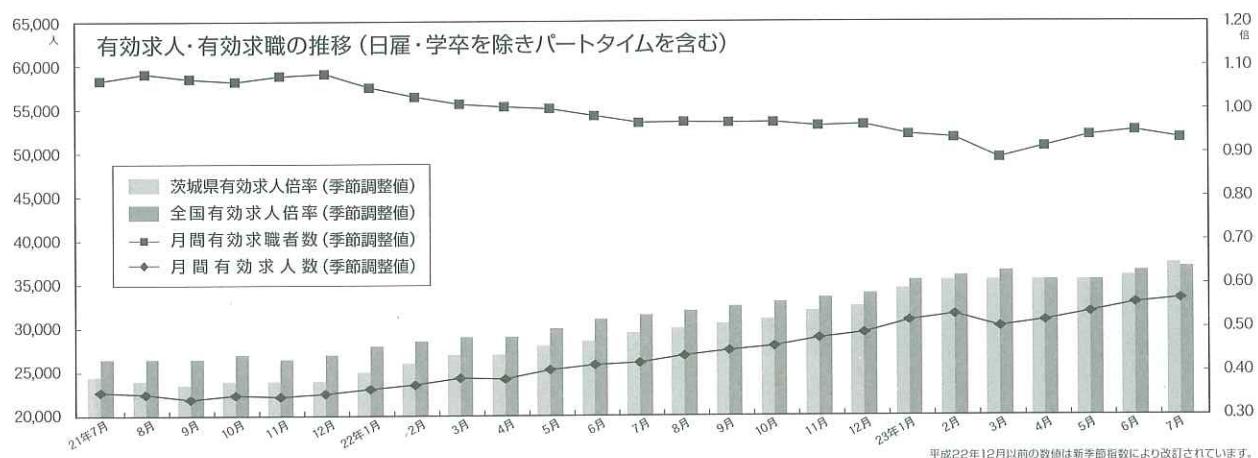
7月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は12,795人で前年同月に比較して21.5%増と17か月連続して増加となりました。産業別では、製造業が同13.0%増と19か月連続で増加しました。

新規求職者数は11,362人で前年同月比7.7%の減少となりました。雇用形態別に見ると、一般は同9.3%の減少となり、パートタイムも同3.2%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者(34歳以下)と、高齢求職者(60歳以上)も減少となりました。

有効求人数(原数値)は31,556人で、前年同月比で7.6%増と15か月連続で増加となりました。

一方、有効求職者数(原数値)は52,986人で同4.1%減と15か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.65倍(季節調整値)と前月を0.03ポイント上回りました。なお、原数値は0.60倍と前年同月を0.15ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は12,795人となり、前年同月と比較すると21.5%増加となりました。

産業別にみると、学術研究・専門・技術サービス業(前年同月比75.5%増)、建設業(同56.2%増)、運輸業・郵便業(同50.6%増)、情報通信業(同40.5%増)、その他の産業(同35.5%増)、宿泊・飲食サービス業(同29.4%増)、医療・福祉(同16.0%増)、サービス業(同15.3%増)、製造業(同13.0%増)、生活関連サービス・娯楽業(同11.3%増)で増加しました。一方、卸売業・小売業(同1.7%減)では減少しました。

規模別で見ると新規求人数の約半数(57.0%)を占める29人以下(同30.9%増)、30~99人(同18.9%増)、100~299人(同11.9%増)で増加となり、500人以上(同28.4%減)、300~499人(同27.1%減)では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用求人は前年同月と比較すると30.0%増と17か月連続で増加し、パートタイム求人も同5.5%増となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は11,362人となり、前年同月比で7.7%減と2か月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は72.2%(前年同月73.5%)と1.3ポイント下回り、求職者数では前年同月比で9.3%減と2か月連続の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で27.8%(同26.5%)と1.3ポイント上回り、求職者数では同3.2%減と4か月ぶりの減少となりました。

また、常用(パートタイムを含む)で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は41.1%となり、前年同月(40.9%)を0.2ポイント上回った。若年求職者数では前年同月比で7.5%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は12.6%となり、前年同月(12.4%)を0.2ポイント上回り、高年齢求職者数では前年同月比で6.0%の減少となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,821件で、前年同月と比較し4.6%減と4か月ぶりの減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は24.8%と、前年同月(24.0%)を0.8ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は12,713人と、前年同月比で6.9%減(2か月連続の減少)となりました。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は689人で、資格喪失者の割合では7.8%(前年同月12.8%)となり、事業主都合離職者数では前年同月比34.3%減と2か月連続の減少となりました。

県内経済4団体に高校生の求人要請!



要請書を手渡す熊田職業安定部長

茨城労働局は、茨城県と連携して8月31日、県内経済団体に対して、新規高等学校卒業者の採用枠拡大について要請を実施しました。

当会は、茨城県産業会館(水戸市)において、小野寺俊教育長、横山仁一商工労働部長、熊田秋男職業安定部長から、県内経済4団体(茨城県経営者協会:清水賢一専務理事、茨城県商工会議所連合会:中里修三専務理事、茨城県商工会連合会:根本暁専務理事、茨城県中小企業団体中央会:千葉実専務理

事)に来春卒業予定の高校生の採用枠拡大を求める求人要請書を手渡しました。

今回の要請は、新規学校卒業者をめぐる就職環境が厳しい状況にあった昨年と比較して求人数が6月末現在1,412人対前年同月比8.4%減少し、就職希望者は5,405人同4.4%増加しており、就職希望者に対する求人数が大幅に不足しているため9月16日から始まる高校生の就職活動を前に、就職希望者全員が就職できるように採用枠拡大の求人要請を行いました。



茨城県経営者協会長 殿

謹啓 時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。
日ごろから、高等学校卒業者の就職につきましては、格段の御理解
と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今春卒業した高校生の就職につきましては、六月末現在で就
職率が九四・六%と、昨年度を一・六ポイント下回りましたが、東日
本大震災以降の厳しい経済情勢にもかかわらず、就職率の大幅な減少
を避けることが出来ましたことは、「事業主の皆様の御支援、御協力の
賜物と心から感謝申し上げます。」
九月より就職活動が始まります。しかしながら、今年度においても
厳しい経済状況が続いていることから、新規高卒者の就職活動は大変
困難な状況になることが予想されます。
このような状況を踏まえ、県教育委員会としては、関係機関との連
携を図り、すべての立高等学校の進路指導担当者等を対象としたキ
ャリア教育に関するセミナーを実施したり、インターンシップの拡充
に努めるなど、キャリア教育を推進しております。また、生徒に対する
る望ましい勤労観や職業観の育成について、一層の充実を図っている
ところです。
さらに、就職内定率の向上を目指す高校へ進路指導支援員を配置す
る「高等学校進路指導支援事業」を実施するなど、きめ細かな進路指
導に努めているところでございます。
このため、茨城県、県教育委員会並びに茨城労働局では、「新規学校
卒業者の就職実現に向けて全力を擧げて求人の確保に努めている」とこ
ろであります。
つきまして、貴会におかれましては、雇用の拡大に向けて御尽力を
いただいているところでございますが、何とぞ本年も高等学校卒業者
の就職の場の確保に御理解をいただき、会員各位にこの旨をご周知くだ
さいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

謹言

茨城県商工労働部長

熊
田
秋

茨城県教育委員会教育長

横山行

平成二十三年八月三十一日

◆◆◆ 平成23年度茨城県最低賃金額の改正答申 ◆◆◆

～ 地方最低賃金審議会：時給額692円改正を答申～

茨城地方最低賃金審議会（会長・武田隆志 弁護士）は、平成23年8月11日、茨城県最低賃金を現行の時給額690円から2円（引上げ率0.29%）引上げ時給額692円に改正するよう鬼丸良一茨城労働局長に答申しました。

同審議会は、本年7月12日に茨城労働局長から「茨城県最低賃金」の金額改定の諮問を受け、審議会内に専門部会を設けて公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員によって慎重な調査審議を重ね、今般、同専門部会の報告を踏まえて審議した結果、審議会として上記の結論に達し答申を行いました。

最低賃金法に基づく「茨城県最低賃金」は、原則として、県内で働く常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなどすべての労働者と、労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

茨城労働局長は、同日付で本答申に異議のある関係労使は異議の申出ができる旨の公示を行いました。異議の申出があった場合には、異議申出を審査し、再審議の必要があると認めない限り、10月上旬から効力が発生することになります。

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い 各種助成金の申請先が変わります！

平成23年4月27日「独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律」（平成23年法律第26号）により、（独）雇用・能力開発機構茨城センターは平成23年9月30日で廃止されることになりました。

これまで（独）雇用・能力開発機構茨城センターで取り扱っていた以下の助成金の相談・申請窓口が平成23年10月1日から、茨城労働局に変更となります。

※平成23年9月30日までは、これまでどおり、（独）雇用・能力開発機構茨城センターで相談・申請を受け付けています。

- (1) 中小企業人材確保推進事業助成金（※）
- (2) 中小企業基盤人材確保助成金（※）
- (3) 中小企業人材能力発揮奨励金（※）
- (4) 中小企業職業相談委託助成金（※）
- (5) 建設雇用改善推進助成金
- (6) 建設教育訓練助成金
- (7) キャリア形成促進助成金
 - ・訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金（※）
 - ・職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金



※中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、茨城県の担当窓口に提出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日から茨城労働局に変更となります。

働き方・休み方を見直して 豊かでゆとりある生活の実現を!

「労働時間等見直しガイドライン」を活用しましょう。

「労働時間等見直しガイドライン」は、事業主およびその団体が、労働時間等の設定を改善するに当たって、適切に対処できるよう必要事項を定めたものです。

このパンフレットは、ガイドラインのポイントをまとめています。皆さまの事業場の仕事と生活の調和の実現のためにご活用ください。

(※)「労働時間等の設定の改善」とは、労働時間、休日数及び年次有給休暇を与える時季その他の労働時間等に関する事項について労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方に対応したものへと改善することをいいます。

仕事と生活の調和の実現に取り組む効果は?

「毎日夜遅くまで仕事をして、心身ともにひどく疲れている。」

「休日もなかなか休めず、家族サービスができない。」

「仕事の予定が立たず、計画的に有休が取れない。」

このような社員はいませんか?

最近は特定の労働者に大きな負担がかかる傾向にあります。

仕事漬けになると生活リズムも乱れ、仕事の能率も下がります。

ほどよく休むことで私生活は充実し、仕事に対するヤル気も出で、作業能率も上がります。さらに、仕事がうまくいくことで私生活にもハリが出る、という好循環が生まれます。

社員がイキイキと仕事することで、会社の生産性も向上し、メンタルヘルス対策や余分な残業代などのコストも削減できます。

このように、仕事と生活の調和の実現への取組みは、社員にとっても会社にとってもメリットの大きいwin-winの取組みなのです。



労働時間等見直しガイドラインの主なポイント

仕事の仕方を見直して、労働時間を短縮しましょう。

労働者が健康で充実した生活を送るために、労働時間を短縮して生活時間を十分確保することが重要です。

所定外労働時間の削減

年次有給休暇の取得促進

働く意欲を高めるために、労働者一人ひとりの様々な事情へ対応しましょう。

- ・労使による話し合いの体制を整備。
- ・労働者一人ひとりの健康と生活に係る様々な事情を踏まえて、個々に対応する。

社員全員の仕事と生活の調和の実現のために、経営者が率先して取り組みましょう。

経営者は労働時間等について積極的に理解を深め、自らが主導して、職場の環境を変えるための意識改革や柔軟な働き方の実現に取り組むことが重要です。

中小企業を経営されている皆さんへ

雇用・労働関係の情報をまとめた ウェブサイトを開設しました

中小企業向け助成金などの支援策や労働関係法令の概要などを、検索しやすくまとめて掲載しています。厚生労働省ホームページから、下記の要領でアクセスいただけます。ぜひ、ご利用ください。

◆厚生労働省トップページ
<http://www.mhlw.go.jp/>
から、以下①～④のいずれかをクリック！

◆「中小企業を経営されている方へ」
が表示されます。



- ① 「雇用・労働」の「注目のキーワード」内の「中小企業向け」
- ② 「雇用・労働」内の「労使関係」または「労働政策全般」→「中小企業を経営されている方へ」
- ③ 「他分野の取り組み」内の「労働政策全般」→「中小企業を経営されている方へ」
- ④ 「クローズアップ厚生労働省」にバナーが表示されている場合もあります。

派遣先で派遣労働者を雇い入れた場合に 奨励金を支給します！

派遣労働者雇用安定化特別奨励金

支給対象事業主

派遣期間が満了するまでに派遣労働者を直接雇用する事業主の方で、次のいずれにも該当する場合は、奨励金の支給対象となります。

- ①6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期または6か月以上の有期（更新有の場合に限ります。）で直接雇い入れる場合。
- ②労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇い入れる場合。

※その他、奨励金の支給には一定要件がありますので、詳しくは茨城労働局需給調整事業室・ハローワークにお問い合わせください。

奨励金の支給額

		期間の定めのない労働契約の場合		6か月以上の期間の定めのある労働契約の場合		
大企業	計 50万円	6か月経過後	25万円	計 25万円	6か月経過後	15万円
		1年6か月経過後	12万5千円		1年6か月経過後	5万円
		2年6か月経過後	12万5千円		2年6か月経過後	5万円
中小企業	計 100万円	6か月経過後	50万円	計 50万円	6か月経過後	30万円
		1年6か月経過後	25万円		1年6か月経過後	10万円
		2年6か月経過後	25万円		2年6か月経過後	10万円

事業実施期間

平成21年2月6日から平成28年3月31日まで

（年度ごとの予算の範囲内での支給となりますので、予算の上限に達した場合は、支給されない場合があります。）



厚生労働省・茨城労働局・ハローワーク

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人件数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高年齢者	求人全数	求職全数		
20年度月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086
22年度月平均	11,165	2,589	8,471	12,977	5,299	1,564	27,904	53,284	3,638	12,422
22年4月	10,185	2,207	7,901	17,369	6,744	2,807	24,383	60,510	4,002	12,687
5	9,214	2,089	7,042	13,287	5,448	1,559	23,722	59,105	3,379	13,406
6	9,956	2,449	7,404	13,686	5,590	1,535	24,505	57,813	3,901	13,949
7	10,532	2,688	7,710	12,307	5,030	1,524	24,722	55,242	3,797	13,661
8	10,807	2,599	8,125	12,352	5,005	1,336	26,082	53,902	3,508	14,032
9	11,888	2,932	8,817	13,425	5,265	1,435	28,424	53,281	3,909	13,320
10	12,131	2,958	9,044	12,930	5,249	1,573	29,540	52,948	3,966	12,396
11	11,779	2,176	9,525	11,235	4,516	1,348	30,417	50,929	3,644	12,117
12	10,263	2,528	7,608	9,306	3,647	1,133	28,649	46,733	3,139	11,429
23年1月	12,472	2,874	9,499	13,625	5,680	1,635	29,983	47,726	2,878	10,928
2	13,336	3,036	10,206	13,308	5,854	1,454	32,273	49,640	3,421	10,464
3	11,420	2,533	8,776	12,894	5,554	1,432	32,146	51,575	4,114	10,676
23年4月	11,868	3,213	8,481	17,901	7,062	2,790	30,639	55,258	3,981	12,196
5	12,331	2,910	9,294	14,717	5,996	1,827	30,318	56,256	3,878	13,596
6	12,033	3,228	8,631	13,207	5,357	1,596	31,121	56,018	3,950	13,575
7	12,795	3,369	9,331	11,362	4,654	1,433	31,556	52,986	3,745	12,713
24年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)						全国完全失業者			
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員			
茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	実数 (万人)	失業率(季調値) %	
20年度月平均	1.01	1.08	0.76	0.77	▲12.8	▲15.6	13.7	11.7	▲ 3.0	▲ 3.8	11.6	8.3	275	4.1
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲19.4	▲17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	40.9	343	5.2
22年度月平均	0.84	0.93	0.52	0.56	18.7	15.0	▲ 4.0	▲ 2.1	7.6	5.2	▲27.3	▲23.5	312	5.0
22年4月	0.76	0.86	0.44	0.48	3.4	5.7	▲ 5.8	▲ 4.3	18.8	13.9	▲22.4	▲23.1	356	5.1
5	0.79	0.85	0.46	0.50	14.4	12.3	0.5	1.7	16.3	14.2	▲31.3	▲28.7	347	5.1
6	0.77	0.88	0.47	0.52	8.1	12.8	▲ 2.1	▲ 1.8	17.7	9.3	▲31.5	▲28.4	344	5.2
7	0.80	0.88	0.49	0.53	14.0	9.3	▲ 6.6	▲ 5.4	12.9	5.3	▲33.0	▲28.0	331	5.1
8	0.80	0.90	0.50	0.54	25.7	19.0	4.5	4.4	18.2	7.7	▲28.9	▲24.2	337	5.0
9	0.82	0.92	0.51	0.55	21.4	17.3	2.4	2.8	11.7	7.8	▲28.4	▲23.8	340	5.0
10	0.87	0.95	0.52	0.56	18.1	13.9	▲ 8.4	▲ 6.0	7.6	0.9	▲27.9	▲23.9	334	5.1
11	0.91	0.97	0.54	0.57	34.2	22.6	0.8	3.3	6.7	6.1	▲25.2	▲20.0	318	5.1
12	0.91	0.99	0.55	0.58	23.6	15.8	▲ 5.3	▲ 5.8	4.7	0.3	▲24.4	▲20.7	298	4.9
23年1月	0.94	1.02	0.59	0.61	26.7	18.8	▲ 3.5	▲ 5.0	▲ 4.8	▲ 0.8	▲24.2	▲19.4	309	4.9
2	1.03	0.99	0.61	0.62	33.1	22.9	▲ 1.2	2.7	2.1	0.9	▲23.3	▲19.0	300	4.6
3	0.94	0.98	0.61	0.63	4.5	▲ 7.5	10.5	▲ 7.5	▲11.9	▲ 2.0	▲21.1	▲17.8	304	4.6
23年4月	0.87	0.95	0.61	0.61	16.5	12.2	3.1	0.9	▲ 0.5	▲ 1.2	▲ 3.9	▲13.0	309	4.7
5	0.97	0.98	0.61	0.61	33.8	17.3	10.8	6.5	14.8	4.3	11.7	▲ 1.9	293	4.5
6	0.97	1.00	0.62	0.63	20.9	12.6	▲ 3.5	▲ 2.2	1.3	1.7	▲ 2.7	▲ 2.4	293	4.6
7	1.02	1.07	0.65	0.64	21.5	12.2	▲ 7.7	▲ 7.7	▲ 1.4	▲ 2.6	▲ 6.9	▲ 4.0	292	4.7
8														
9														
10														
11														
12														
24年1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち高年齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)
 3. ▲印は減少を示す。 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。なお、3月より福島県、宮城県、岩手県の3県を除いたものとなっている。
 5. 平成22年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。